

事業費内訳書

見積書の分類に合わせて記載してください。

経費は税抜き金額で記載し、各工事費とは別に「消費税」として計上してください。

項目	数量	単位	補助対象	補助対象外	計
1 解体工事	1	式	500,000	※(参考)	500,000
2 キッチン工事	1	式	1,000,000		1,000,000
3 浴室工事	1	式	750,000		750,000
4 トイレ工事	1	式	210,000		210,000
5 給湯器工事	1	式		200,000	200,000
6 内装工事	1	式	600,000		600,000
7 床工事	1	式	420,000		420,000
8 電気工事	1	式	1,200,000		1,200,000
9 防蟻工事	1	式		165,000	165,000
10 外構工事	1	式		500,000	500,000
11 仮設工事	1	式		300,000	300,000
12 諸経費	1	式		50,000	50,000
13 値引き	1	式	▲10,000		▲10,000
14					
15			工事全体に対する費用（仮設費、諸経費など）について、その費用以外で補助限度額に達する場合は、 <u>全額補助対象外</u> に計上してください。その費用以外で補助限度額に達しない場合は、補助対象工事と補助対象外工事の割合に応じて按分した金額を補助対象と補助対象外のそれぞれに計上してください。なお、値引きは <u>全額補助対象</u> に計上してください。		
16					
17					
18					
19 小計			4,670,000	1,215,000	5,885,000
20 消費税			467,000	121,500	588,500
総合計（改修工事費）			5,137,000	1,336,500	6,473,500

総合計は、見積書の金額と整合する必要があるため、税込み金額で記載してください。

※（参考）川西市空き家活用支援事業補助金交付要綱 第5条

【補助対象経費に含まないもの】

- (1) 電力、ガス又は上下水道に係る申請手続又は検査に要する費用
- (2) 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）又はヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）その他これらに類する高効率給湯器に係る費用
- (3) 業務用の設備機器に係る費用
- (4) 設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用
- (5) ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器で、ビルトインタイプではないものに係る費用
- (6) 外構工事に係る費用
- (7) 増築工事又は改築工事に要する費用